

平成20年 6 月24日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30名）

|                            |         |                          |         |
|----------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                      | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長     | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                    | 山 田 英 夫 | 農 政 課 長                  | 石 川 敏 彦 |
| 商 工 労 政 課 長                | 服 部 保 巳 | 土 木 課 長                  | 三 輪 眞 士 |

下水道課長 橋村 正 則

教育課長 服部 忠 昭

社会教育課長 水野 進

図書館長 伊藤 秀 泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠

書記 柴田 寿 文

書記 岩田 繁 樹

6．議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 農業委員会委員の推薦について

日程第 3 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 6 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第 7 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 8 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める請願について

追加日程 発議第 2 号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める意見書の提出について

追加日程 発議第 3 号 高齢者と県民が安心できる医療制度の改善を求める意見書の提出について

日程第12 発議第 4 号 介護職員の人材確保に関する意見書の提出について

日程第13 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、武田正樹議員と立松新治議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 農業委員会委員の推薦について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は 4 人とし、指名推選したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は 4 人とし、指名推選といたします。

地方自治法第117条の規定により、大原功議員、三浦義美議員の退場を求めます。

〔15番 三浦義美君、18番 大原功君 退場〕

- 議長（黒宮喜四美君） 議会推薦の農業委員に、大原功議員、三浦義美議員、安井明美さん、小坂井満里江さんを推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、大原功議員、三浦義美議員、安井明美さん、小坂井満里江さんを議会推薦の農業委員に推薦することに決定いたしました。

大原功議員、三浦義美議員の入場を求めます。

〔15番 三浦義美君、18番 大原功君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 6 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第 7 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 8 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第3、議案第32号から日程第10、議案第39号まで、以上8件を一括議題とします。

本案8件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

- 総務委員長（立松新治君） 8番 立松新治、総務委員会の報告をいたします。

総務委員会に付託されました案件は、議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正について、外2件であります。

本委員会は、去る6月20日に開催し審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴う改正であり、監査委員は、同法第3条第1項の規定により、健全化判断比率などを審査し、60日以内に意見をつけて市長に回付しなければならない旨の改正であり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第36号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準の一部改正に伴い補償基礎額を改めるものであり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算のうち当委員会所管に係る予算については、特定健診制度の創設に伴い、職員及び臨時職員の健診料を支払うために委託料から負担金へ組み替えるものであり、全会一致で原案を了承しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いします。

- 建設経済委員長（中山金一君） 中山です。建設経済委員会の結果を御報告いたします。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算の件であります。

本委員会は、去る6月18日に、市長、副市長を初めとして関係部課長、委員全員出席のもとに開催し、審査事項を審査したところ、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算に全会一致で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

- 厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正から議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正及び議

案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）から議案第39号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの6議案であります。

本委員会は、去る6月17日午前10時より開催をいたしました。その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、委員より、所得100万円前後の方に影響が出ているので、激変緩和措置が必要ではないか。低所得者の方が重い負担にならないように、所得、給与、年金収入に十分考慮した減免等の措置を考えていただきたい旨の意見がありました。当局より、どのような手を差し伸べるのがよいのか、窓口対応も含め過度の負担にならないよう対応する旨の答弁がありました。採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

次に、議案第34号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正につきましては、委員より、十四山保健センターの廃止をどうして先行するのか。合併協議会の方針に沿っていないのではないか。十四山地区で不足している児童館等を早く整備すること。住民、利用者への説明が欠けているのではないのかななどの意見がありました。また、継続審査の意見もあり、当委員会としては採決に至らず、継続審査ということになりました。

次に、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、議案第38号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第39号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）の主なものは、さくら児童館駐車場の用地購入費の追加費用291万3,000円、弥生小学校英語研究委嘱校補助金100万円、特定健診事業開設に伴う臨時職員賃金、備品など154万6,000円との説明がありました。この3件を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 御苦労さんでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、日本共産党弥富市議団を代表いたしまして反対討論を行います。

本論に入る前に、今年度の国民健康保険税改定の大きな要因の一つは、後期高齢者医療制

度の発足に伴うものであります。この制度改革が4月1日から施行となるものであるにもかかわらず、国の法改正がおくれ、制度についての国民への説明と必要な合意のない中での制度発足であったことから、職員の皆さんも、市民からの質問や抗議への対応で昼間の時間がほとんど費やされ、深夜に及ぶ大変な御苦労の中で今回の改正作業が行われました。関係者の皆さんの御苦労を心からねぎらうとともに、国民と市町村にしわ寄せをする、こんなあり方を根本から改めることを政府に強く求めるものであります。

今回の改正は、まず第一に、後期高齢者医療制度の発足に伴う後期高齢者支援金の導入によるものと、かつて70歳以上の人は国保の加入者であっても老人保健制度で医療給付が行われていたものを、段階的に74歳まで国保で医療給付することになったことなどによる医療費の増加分に対応することです。

第二に、かねてからの市民の強い求めがありました、介護納付金まで含めると固定資産税の40%を国保税に上乗せして負担することが所得の少ない世帯には大変な苦痛となっているとして、この軽減を求められていたことに対応するものであります。

第三に、国からの国保基盤安定などの調整交付金等を4,600万円増加させるために、国保税の課税の仕組みを、加入者1人当たりの均等割と世帯当たりの平等割の負担の合計を全体の50%とする。それによって負担増となる所得の低い世帯の負担を軽くするために、従来の60%・40%の2段階の軽減の方法を70%・50%・20%と3段階とするというものであります。

私たちが特に問題としたのは、軽減のための所得基準が極めて低いことであります。例えば20%の軽減の例でも、単身で所得70万、2人で105万、3人世帯では140万をいずれも下回るものとなっています。所得と収入については、それぞれの世帯によって大変な違いがあります。例えば単身の例で申し上げますと、派遣やパートの若い人、不幸にして年金がない、パートなどの収入に頼っている高齢者の皆さんは135万円、あるいは年金のみの収入の人は190万円、あるいは120万円以上の年金があり65万円以上の給与収入のある方は合わせて255万円の年収で、これらはいずれも所得70万円となってまいります。1ヵ月3万5,000円の家賃のアパートで生活をしている生活保護基準は、単身で135万円を超えます。それと同じ収入の人でも、昨年の国保税6万8,110円が今年度は8万4,130円と124%もの値上げとなります。広報「やとみ」の6月号で発表されました国民年金保険料の全額免除が所得57万円、半額免除が141万円と比べると大変な違いであります。所得100万円以下で軽減を受けられない世帯が国保加入世帯の22%もあり、その世帯が今回の値上げ額の全体の36%を負担することになります。これでは、払いたくても払えない人が大幅にふえてくることも心配されます。市が厚生文教委員会に示しました資料によりますと、国保加入の約6,000世帯のうち2,000世帯余りが今回の改正で値下げとなる中で、特定の低所得者への大きな負担増は避けなければならないものであります。

市の説明によりますと、一定の所得条件を定めての軽減対策を県と協議したが、県の指導は、やるべきでないというものだったとしております。本会議と委員会の質疑を通じて市当局が示した対策は、かねてからの懸案となっておりました、生活保護基準などによる実収入に基づく加入者の申請に基づく減免制度による対応というものでした。方向性は示されたものの、具体的な物差しは何も明らかにされていない現状では、どれくらいの人まで軽減されるのか、制度として有効に機能できるかどうかを判断することはできません。あと1ヵ月ほどで各世帯に新年度の納付額を定めた令書が届けられますが、それまでに減免制度の改善の基準を明らかにすることが求められています。

こうした問題をどういう立場で解決するかという大きな指針となっているものに、市民団体と秋田県秋田市が争った国保裁判の高等裁判所の判例があり、それに基づいて秋田県と市民団体がその後の実務処理の中で確認し合った事項の中に、国民健康保険税は支払い能力の乏しい世帯にも一定の課税がされる。それを救済するのが減免制度であり、支払い能力とは最低生活をした上での余力であり、最低生活費を削っても支払えというものではない。生活保護基準に基づいた目安で市町村を指導していくと明確に示されております。こうした判例や行政事例も十分に参考にされ、平成20年度の決算認定に当たっては、その後の市当局の努力によって弥富市政が市民と心を通い合わせる新しい前進を切り開いた年となりましたと私も賛成討論できるような結論を出されることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に武田正樹議員、お願いします。
- 7番（武田正樹君） 武田であります。議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について賛成討論をいたします。

この条例改正は、国民健康保険加入者が安心して医療を受けるため、また特別会計の健全な運営のために改正するものであります。課税方式を応能割50%、応益割50%を基本として改正し、均等割・世帯平等割の軽減率を7割・5割・2割の軽減ができること、また国からの支援金が見込まれることなど一定の成果が見られるため、賛成いたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第32号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第33号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第34号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号は、厚生文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

厚生文教委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、厚生文教委員長の申し出どおり決定しました。

次に、議案第36号から議案第39号までの4件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第39号までの4件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 請願第1号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める請願について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第11、請願第1号を議題とします。

紹介議員の三宮十五郎議員に請願の趣旨説明を求めます。

- 12番（三宮十五郎君） お手元に請願第1号が配付されておりますので、それに沿いながら趣旨説明させていただきます。

まず、本請願につきましては、代表者に大島静雄先生、旧弥富町の公民館長、老人クラブ連合会長などを長く務められ、社会教育や地域の福祉増進のために大変な御尽力をいただいた方でございますし、また署名は1,647名の賛同署名が寄せられておりますが、その中には現在の老人クラブ連合会長さんとか宗教家の皆さんを初め、現職あるいは元職の公職者の皆さんも少なくなく、この改正につきましては国民的課題でありますので、ぜひ弥富市議会もこうした全国の流れと力を合わせて、制度の抜本的な改正を進めてほしいという強い要請がございました。議会運営委員会で御協議をいただく中で、慣例によりまして私が紹介

議員を代表し、また議会運営委員の皆さん全員が紹介議員となることを御了解いただき、署名をさせていただいております。

請願の趣旨及び請願項目について読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

4月から75歳以上の人と65歳以上の障害者医療制度の利用者をこれまでの健康保険から締め出し、月1万5,000円以上の年金から、介護保険に続いて新しい保険料の天引きが行われております。国民健康保険で認められていた低所得によります保険税、医療費自己負担の減額・免除は認めない。健康診査や医療の差別を行うなど、世界に例のない現代の「うば捨て山」と各界から厳しく批判される制度を、十分な国民的合意もないままに発足させました。既に全国の地方議会の3割以上が、党派を超えてこの制度の撤回、大幅な見直しを求める意見書を可決しております。弥富市議会も、こうした全国の制度改善を求める流れと手を携えて力を尽くし、高齢者の命と健康を守るために、次の各項について別紙署名を添えてお願いいたします。

請願項目で、大きく3点を要請するものとなっております。

一つは、国に対し後期高齢者医療制度の抜本的な見直しと、09年度からの70から74歳の医療費の窓口負担を2割に引き上げることの中止を求める意見書を可決、送付されること。

次は、県広域連合に対して、制度の運用は国民健康保険法44条などの精神を生かし、低所得者の医療費の自己負担や保険料の減額や免除を行い、市町村国保と差別のないものとする 것을求める意見書を可決、送付されること。

弥富市に対しましては、前2項が実施に移されるまでの間は次の各項の実施を求めることということで、2項が記されております。

既に弥富市におきましては、県が今回の制度発足に伴ってやめましたひとり暮らし非課税の高齢者の皆さんに対する助成制度を、全額市の負担で継続をされたり、さらに健康診査に当たりまして、少くない市町村が取りやめるといようなことが行われている中で、ほぼ一般の皆さんと同じ健診を市の助成で行っているといようなこともございまして、できる方法でこれをお認めいただきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 後期高齢者医療制度の請願について、反対の討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定的に支え、また現在の方々が高齢者の方を

支え、市民全体で負担能力に応じて公平に負担をしてあげ、高齢者が安心して生活ができる、  
こういう制度であります。この制度は、高齢者の方々と市民の皆さん方が負担能力に応じて  
医療費の10%を負担していくということが一番大事なことであります。今マスコミでは、一  
部のマスコミの人が高齢者について大きな間違いだということも聞いておりますが、これは  
高齢者の方がこれから安心していくためにも必要であり、悪い制度ではありませんので、請  
願については反対を申し上げます。各議員の皆さん方、大原功の反対に御賛同いただけるよ  
う、よろしくお願いを申し上げて反対の討論といたします。

○議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤博議員、お願いします。

○6番（佐藤 博君） 請願者の意見を総括しながら賛成討論をいたします。

実は、この制度そのものは、少子・高齢化の時代を迎えて、大変趣旨としては必要なもの  
であることは、お互いに認識ができていると思っております。しかしながら、この法律そのもの  
については、極めて国民的合意の得られない矛盾点が多々あるという現状でございます。し  
たがって、今反対討論をされた大原議員の言われることも十二分に私は理解ができと思っ  
ております。しかし、実際この法律の施行については、まだ国民的合意がなかなか得られな  
い、そういう時点にありまして、政府も、あるいはまた関係者、特に厚生関係の議員の皆さん  
方、あるいは国会では与野党が大変伯仲した議論になっておるわけでございます。したが  
って、今しばらくこれの抜本的な改正をして、国民的合意が得られるように進められること  
を強く要望するためにこの請願書が出たものでありまして、その請願者の趣旨は十二分に理  
解しておりますので、この請願については賛成をしたいと思います。以上。

○議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第1号は原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、請願第1号は原案どおり採択しました。

ただいま採択されました請願の趣旨に沿って、三宮十五郎議員より発議第2号、発議第3  
号が提出されました。

お諮りします。

発議第2号、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、発議第2号、発議第3号を議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 発議第2号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める意見書の提出について

追加日程 発議第3号 高齢者と県民が安心できる医療制度の改善を求める意見書の提出について

- 議長（黒宮喜四美君） 本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

- 12番（三宮十五郎君） ただいまは請願の御採択、本当にありがとうございました。

それでは、申し合わせによりまして、議会運営委員長であります私が委員の皆さん全員の御賛同をいただいて、2件の意見書について説明をさせていただきます。

まず、国に対する意見書でございますが、私どもが求めております国・政府に対する結論は、末尾4行に書いてありますように、よって当市議会は政府に対し、後期高齢者医療制度の抜本的な改正を行い、あるべき医療制度について、財源問題も含めて国民的合意を実現され、抜本的見直しに伴う費用については全額国の負担で行うこと、70歳から74歳の方の窓口による負担への引き上げを見直しされることを強く求めますというものでございまして、地方自治法第99条の規定により、政府、国会等に意見書を提出するものでございます。

続きまして発議第3号、これは県の広域連合等に意見書を送付させていただくものでございますが、末尾に4項目にわたってその内容を求めております。

1．県と市町村の協力で進めてきたひとり暮らし非課税老人への福祉給付金制度を復活されること。

2．65歳から74歳の障害者医療対象者が後期高齢者医療制度に移行しなくても不利益にならないようにされること。

3．地方税法、国民健康保険法、旧老人保健法等の趣旨に沿って、貧困等による保険料や一部負担金の減免が広域連合でも行えるようにされること。

4．県及び広域連合に係る医療制度の大きな改正は、県民と市町村、医師会、保険医協会等の十分な合意のもとに行われることというものでございます。

先日も民生委員の方にお伺いしますと、生活保護は受けていないが、本当にそれを下回るような収入で生活をしておりますひとり暮らしのお年寄りや、さらに老人だけの世帯も、決して多くはないが、また珍しいこともないという状況になってきておりまして、食事の回数を減らしたり、さまざまな方法で大変つましい暮らしをしている、こうした人たちが安心して暮らせる町や国にするための尽力をぜひ尽くしてほしいという強い要望もございまして、ぜひこ

の意見書につきましても可決成立の上、関係機関に御送付いただくことができますようお願い申し上げます。提案とさせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

まず、発議第2号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、発議第2号は原案どおり可決決定しました。

次に、発議第3号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決決定をいたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第4号 介護職員の人材確保に関する意見書の提出について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第12、発議第4号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

- 12番（三宮十五郎君） 発議第4号につきましても、申し合わせにより議会運営委員長であります私が提案者、そして議会運営委員の皆さん全員が賛成者ということで、介護職員の人材確保に関する意見書案を提案させていただきました。

かねてより、医師確保、看護師確保の二つの意見書を昨年の12月議会で弥富市議会として決・送付させていただいておりますが、本件につきましても、まだ弥富の輪中の郷につきましては、借金されたものの返済を弥富市が肩がわりをしてやっているということもございまして、他の福祉施設に比べると有利な条件だと思っておりますが、それでもなかなか介護職員の確保が大変だという状態であり、少なくない施設が派遣やそういう職員に頼るような状態で、本当にこのまま続けば日本の介護は成り立たなくなるという懸念が広がっております。この2項にわたる要請を、国・政府を初めとする関係機関に強く求める意見書であります。

その一つは、全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の是正、労働環境の整備など、

介護職員の待遇改善の総合的な取り組みを進めること。

２．介護職員の人材確保に必要とされるよう、介護報酬のあり方を見直し、適正な報酬体系を確立することを、意見書を可決決定させていただいた後、地方自治法第99条の規定により、意見書として関係機関に送付させていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

発議第４号は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第４号は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 閉会中の継続審査の件

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第13、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成20年第２回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時41分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 立 松 新 治